



# 島根県報

平成25年3月5日（火）

第2,475号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

**【告 示】**

海岸保全区域の指定 (港 湾 空 港 課) 3

**【特定調達公告】**

テクノアークしまね電話交換システムの調達に係る一般競争入札の落札者等 (産 業 振 興 課) 5

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

## 1 規則の概要

- (1) 島根県産業技術センター浜田技術センターの設備機器からオープンを除くこととした。（別表第1関係）  
 (2) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

島根県産業技術センター浜田技術センター

| 設備機器の種類         | 使用料の額  |        |
|-----------------|--------|--------|
| 電熱オープン          | 1時間につき | 90円    |
| 製粉装置            | 1時間につき | 50円    |
| I C P 発光分光分析装置  | 1時間につき | 1,680円 |
| ガスクロマトグラフ質量分析装置 | 1時間につき | 880円   |
| 色彩輝度計           | 1時間につき | 50円    |

## 2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第4号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中

|            |        |      |   |
|------------|--------|------|---|
| スーパーマスコイダー | 1時間につき | 130円 | を |
| オープン       | 1時間につき | 70円  |   |

「

|            |        |      |    |
|------------|--------|------|----|
| スーパーマスコイダー | 1時間につき | 130円 | に、 |
|------------|--------|------|----|

」

「

|                |        |     |   |
|----------------|--------|-----|---|
| クリープメーター自動解析装置 | 1時間につき | 90円 | を |
|----------------|--------|-----|---|

」

「

|                 |        |        |    |
|-----------------|--------|--------|----|
| クリープメーター自動解析装置  | 1時間につき | 90円    | に、 |
| 電熱オープン          | 1時間につき | 90円    |    |
| 製粉装置            | 1時間につき | 50円    |    |
| I C P 発光分光分析装置  | 1時間につき | 1,680円 |    |
| ガスクロマトグラフ質量分析装置 | 1時間につき | 880円   |    |

」

「

|           |        |      |
|-----------|--------|------|
| 金属顕微鏡システム | 1時間につき | 190円 |
|-----------|--------|------|

」

「

|           |        |      |
|-----------|--------|------|
| 金属顕微鏡システム | 1時間につき | 190円 |
| 色彩輝度計     | 1時間につき | 50円  |

」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料については、なお従前の例による。

**告 示**

**島根県告示第138号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

海岸保全区域の指定（昭和63年島根県告示第562号）は、廃止する。

平成25年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 沿岸名  | 海岸名   | 地区海岸名  | 延 長       | 区 域   |
|------|-------|--------|-----------|---|
| 隠岐沿岸 | 美田港海岸 | 美田地区海岸 | 2,309メートル | A地区<br>基点1から基点13までを順次に直線で結んだ線及び基点1から補助点1、補助点2、基点13を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域<br>(点の表示)<br>基点1 座標X 12,385.719 座標Y 75,693.384<br>基点2 座標X 12,372.967 座標Y 75,705.588<br>基点3 座標X 12,308.706 座標Y 75,679.393<br>基点4 座標X 12,293.887 座標Y 75,654.938<br>基点5 座標X 12,263.043 座標Y 75,575.347<br>基点6 座標X 12,263.098 座標Y 75,524.445<br>基点7 座標X 12,253.403 座標Y 75,504.858<br>基点8 座標X 12,257.615 座標Y 75,484.574<br>基点9 座標X 12,268.406 座標Y 75,432.205<br>基点10 座標X 12,293.579 座標Y 75,406.236<br>基点11 座標X 12,311.002 座標Y 75,395.159<br>基点12 座標X 12,384.125 座標Y 75,359.551 |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>基点13 座標X 12,406.988 座標Y 75,379.073</p> <p>補助点1 座標X 12,475.381 座標Y 75,624.014</p> <p>補助点2 座標X 12,415.277 座標Y 75,398.149</p> <p>B地区</p> <p>基点14から基点21までを順次に直線で結んだ線及び基点14から補助点3、補助点4、補助点5、基点21を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(点の表示)</p> <p>基点14 美田防波堤灯台（北緯36度6分24秒、東経133度0分25秒）から167度0分、761.0メートルの地点</p> <p>基点15 基点14から155度0分、100.0メートルの地点</p> <p>基点16 基点15から166度0分、50.0メートルの地点</p> <p>基点17 基点16から53度0分、90.0メートルの地点</p> <p>基点18 基点17から117度30分、95.0メートルの地点</p> <p>基点19 基点18から137度0分、65.0メートルの地点</p> <p>基点20 基点19から156度0分、60.0メートルの地点</p> <p>基点21 基点20から189度0分、108.0メートルの地点</p> <p>補助点3 基点14から214度0分、150.0メートルの地点</p> <p>補助点4 基点20から259度30分、134.0メートルの地点</p> <p>補助点5 基点21から278度30分、122.0メートルの地点</p> <p>C地区</p> <p>基点22から基点36までを順次に直線で結んだ線及び基点22から補助点6、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10、補助点11、補助点12、基点36を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(点の表示)</p> <p>基点22 美田防波堤灯台（北緯36度6分24秒、東経133度0分25秒）から162度20分、1,289.0メートルの地点</p> <p>基点23 基点22から188度0分、182.0メートルの地点</p> <p>基点24 基点23から173度0分、70.0メートルの地点</p> <p>基点25 基点24から189度0分、85.0メートルの地点</p> <p>基点26 基点25から210度0分、61.0メートルの地点</p> <p>基点27 基点26から189度30分、39.0メートルの地点</p> <p>基点28 基点27から163度30分、40.0メートルの地点</p> <p>基点29 基点28から198度0分、83.0メートルの地点</p> <p>基点30 基点29から206度30分、77.0メートルの地点</p> <p>基点31 基点30から243度30分、244.0メートルの地点</p> <p>基点32 基点31から330度30分、18.0メートルの地点</p> <p>基点33 基点32から269度30分、143.0メートルの地点</p> <p>基点34 基点33から314度0分、86.0メートルの地点</p> <p>基点35 基点34から248度30分、36.0メートルの地点</p> <p>基点36 基点35から275度0分、91.0メートルの地点</p> |
|--|--|--|--|--|

|  |  |  |  |       |                            |
|--|--|--|--|-------|----------------------------|
|  |  |  |  | 補助点6  | 基点22から281度30分、118.0メートルの地点 |
|  |  |  |  | 補助点7  | 基点25から280度30分、98.0メートルの地点  |
|  |  |  |  | 補助点8  | 基点29から283度30分、98.0メートルの地点  |
|  |  |  |  | 補助点9  | 基点32から334度0分、82.0メートルの地点   |
|  |  |  |  | 補助点10 | 基点33から1度30分、81.0メートルの地点    |
|  |  |  |  | 補助点11 | 基点34から10度30分、58.0メートルの地点   |
|  |  |  |  | 補助点12 | 基点36から345度0分、61.0メートルの地点   |

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

テクノアークしまね電話交換システム 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成25年2月15日

4 落札者の氏名及び住所

協和通信工業株式会社 代表取締役 岩石 博信 島根県松江市平成町182-37

5 落札金額

32,865,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年1月4日